仕様書

広告付自治体案内板の仕様及び設置運営上の遵守事項

- 1 設置箇所及び規模の条件
- (1)物件
 - ① 物件名 鳥取市本庁舎

所 在 地 鳥取市幸町71番地

開庁時間 平日の8時30分~17時15分

設置箇所 別紙配置図のとおり

② 物件名 鳥取市駅南庁舎

所 在 地 鳥取市富安2丁目138番地4

開庁時間 平日の8時30分~17時15分

併設している駐車場(323台駐車可)は8時00分~24時00分(365日稼

働)

設置箇所 別紙配置図のとおり

(2) 設置可能範囲

次の範囲内で設置をすること。

- ① 鳥取市本庁舎 2台
 - 1 階東入口総合案内横 2,000mm(幅)×700mm(奥行)×2,000mm(高さ)
 - ・ 1 階西入口総合案内横 2,100mm(幅)×700mm(奥行)×2,200mm(高さ)
- ② 鳥取市駅南庁舎 1台
 - 1 階東玄関ロビー 2, 250mm (幅) ×760mm (奥行) ×2, 200mm (高さ)
- (3) 広告掲載割合

最大表示面積の50%以内とすること。

- 2 仕様・企画・コンテンツに関する条件
- (1) 案内板の掲出内容は以下のとおりとし、市役所庁舎案内、行政情報及び広告は各々独立したモニターとすること。
 - ① 鳥取市本庁舎
 - 1 階東入口総合案内横:市役所庁舎案内、行政情報、広告
 - 1 階西入口総合案内横:市役所庁舎案内、行政情報、広告
 - ② 鳥取市駅南庁舎
 - ・1 階東玄関ロビー: 行政情報、広告
- (2) 文字の大きさ、配色などについて高齢者や色覚障がい者に配慮するなど、ユニバーサルデザインとすること。
- (3) タッチパネルについて、車椅子の利用者も操作しやすいようにすること。
- (4) 日本語の他に外国語(英語、中国語、韓国語)を付加するなど、多様な来庁者

に配慮すること。

- (5) 設置箇所全体の雰囲気を考慮した色合い、デザインとすること。
- (6) 市役所庁舎案内については、各フロアの部署名等を見やすく、わかりやすく表示し、部署名及び目的からタッチパネル方式で該当する部署の案内板を表示すること。
- (7) 広告とそれ以外が明確に区別されるよう配慮し、必要な注記を行うこと。
- (8) 市役所庁舎案内の掲出内容は毎年1度最新の情報に更新することとし、その他に本市が必要と判断する場合においても別途修正を行うこと。
- (9) 本市が保有する静止画や動画等の行政情報を発信できる機能を備え、本市職員が随時、容易に情報更新できるよう必要な機能・設備を有すること。
- (10) 電気を使用する設備(デジタルサイネージ、バックライト等)は、次の条件を満たすこと。
 - ① 電照式の光源はLEDとすること。
 - ② 電源は単相100 V 60 H z とし、コンセントプラグを備えること。
 - ③ 漏電ブレーカーを備え、電気部品は設備内に収納すること。
 - ④ 電源の入・切は、タイマーその他の機器によって自動制御することとし、来 庁者等による誤操作の防止策を講じること。
- (11) ニュースや天気等の情報を表示することも可能とするが、表示する場合は常に 最新の情報を表示すること。
- 3 設備の設置及び運用に関する条件
- (1) 設備の設置にあたっては、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講じること。また、本市において一時的に設備を移動させる必要があると認めた場合、本市で移動させることができるようキャスター付きとすること。
- (2) 本体の角や縁が鋭利とならないよう加工すること。
- (3) 安全で燃えにくい材質を使用すること。
- (4)破損・汚損について対応すること。
- (5)機器の故障等については、設置事業者において速やかに対応することとし、併せて故障時等の連絡先を明記すること。
- (6) 設置設備に係る苦情等が発生した場合は、設置事業者が責任を持って対応すること。
- (7) 設備を設置及び撤去する際の原状回復に係る一切の工事は、設置事業者の負担 により行うこと。
- (8) 設置、運営及び撤去に係る工事を行う場合、工事方法について事前に本市と協議の上、承諾を得ること。
- (9) 音声を発する機材を設置する場合、本市と協議の上、承諾を得ること。
- (10) 電照時間は、原則として8時30分から18時00分とすること。

ただし、駅南庁舎は8時00分から24時00分まで電照すること。

4 広告の募集及び掲出等の条件

- (1) 広告に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 広告掲出事項が事実と異なるものとならないよう、注意すること。
- (3) 期間的な広告を掲出する場合、掲出期間が過ぎても削除されないなどということが無いよう、注意すること。
- (4) 広告掲出事項に関する問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、問い合わせ先を明記すること。
- (5) 広告を掲載する企業は、地域経済の活性化を図るため、麒麟のまち圏域(鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町)に本社、支店、営業所、または出張所を有すること。

5 広告の掲出基準

掲出する広告は、行政機関施設としての品位・信頼性を損なうことのないものと し、次の各号のいずれかに該当し適切でないと判断されるもの(業種、事業者、内容 等)は掲出しないこととする。

設置事業者は、本条に照らし掲出する広告を適切に選定し、本市の承認を得なければならないものとする。

また、掲出開始後であっても、問題が発生又は顕在化するなどし、本市が当該広告の全部または一部について修正又は削除が必要と判断した場合は、本市は設置事業者に対してその広告を修正又は削除を依頼することができ、設置事業者はその依頼に従わなければならないものとする。

広告の掲載基準に関し、本仕様に記載のないものは、鳥取市広告掲載基準に準ずること。